

県有財産の一般競争入札案内書

(令和7年10月実施)

令和7年9月11日

石川県総務部管財課

目次

1	入札公告の内容	1 頁
2	インターネット入札による売買手続きの流れ	4 頁
3	県有財産の一般競争入札説明書	5 頁
4	石川県インターネット公有財産売却ガイドライン	9 頁
5	県有財産売買契約書	18 頁
6	各種様式等	21 頁
	入札申込書	
	(公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書)	
	〈別記様式1〉	(21 頁)
	入札参加者及び役員等名簿〈別記様式2〉	(22 頁)
	誓約書〈別記様式3〉	(23 頁)
	入札保証金に関する約定書〈別記様式4〉	(24 頁)
	保証金(担保)振替納付書〈別記様式5〉	(25 頁)
7	物件調書	26 頁
	物件番号1 (小松市浮城町77番2、107番1、108番1)	(26 頁)
	物件番号2 (羽咋郡志賀町三明チ1番7)	(28 頁)
	物件番号3 (七尾市本府中町カ40番3)	(30 頁)
	物件番号4 (七尾市矢田町式四号白土6番36)	(32 頁)
	物件番号5 (鳳珠郡能登町字小木ロ字15番4)	(34 頁)
	物件番号6 (鳳珠郡能登町字小木ロ字15番5)	(36 頁)
	物件番号7 (鳳珠郡能登町字小木ロ字15番9)	(38 頁)

この案内書についてのお問い合わせ先
〒920-8580
石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部管財課 資産活用室
電話 (076) 225-1266 (直通)

※石川県ホームページからもダウンロードできます。(下記URL)
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanzai/tochi/index.html>

県有財産売却入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和7年9月11日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付す物件及び最低売却価格

物件番号	所在地番	財産区分	地目	地積	最低売却価格
1	小松市浮城町77番2、107番1、108番1	土地	宅地	572.96㎡	16,900,000円
2	羽咋郡志賀町三明チ1番7	土地	宅地	244.51㎡	1,020,000円
3	七尾市本府中町カ40番3	土地	宅地	199.01㎡	3,350,000円
4	七尾市矢田町弐四号白土6番36	土地	宅地	168.86㎡	1,270,000円
5	鳳珠郡能登町字小木ロ字15番4	土地	宅地	162.30㎡	387,000円
6	鳳珠郡能登町字小木ロ字15番5	土地	宅地	162.02㎡	454,000円
7	鳳珠郡能登町字小木ロ字15番9	土地	宅地	161.35㎡	377,000円

2 入札場所、入札期間及び開札日時

(1) 入札場所

紀尾井町戦略研究所株式会社がインターネット上で次のアドレスで運用する公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）による。

URL <https://kankocho.jp/gov/6066180778/?p=as>

(2) 入札期間

令和7年10月14日(火)午後1時から同月21日(火)午後1時まで

(3) 開札日時

入札期間終了後、直ちに行う。

3 現地説明の実施

各物件について、個別に現地説明を実施する。現地説明を希望する者は、希望日の前日までに電話にて申し込むこと。

(1) 申込期間

令和7年9月11日(木)から同年10月9日(木)までの石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日午前9時から午後5時まで

(2) 実施期間

令和7年9月12日(金)から同年10月10日(金)までの県の休日を除く毎日午前11時から午後4時まで

(3) 申込先

石川県総務部管財課資産活用室 電話番号 076-225-1266

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者以外の者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であること。

(3) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと及び以下に該当しない者であること。

- ア 役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 石川県インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「県ガイドライン」という。）並びに紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるKSI官公庁オークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、及び遵守することができる者

5 入札案内書の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間
令和7年9月11日(木)から同年10月6日(月)まで
- (2) 交付場所
石川県ホームページ
URL <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanzai/tochi/index.html>

6 入札参加申込みの方法

- (1) 仮申込み
入札に参加しようとする者は、令和7年9月11日(木)午後1時から同月29日(月)午後2時までの間に、あらかじめ、公有財産売却システムにより参加の仮申込みの手続を行うこと。
- (2) 本申込み
(1)により参加の仮申込みの手続を完了した後、令和7年10月6日(月)午後5時までに、所定の申込書に添付書類を添えて石川県総務部管財課資産活用室へ一般競争入札の参加を申し込むものとする。
なお、郵送による申込みの場合は、簡易書留とし、同日午後5時必着とする。
申込みに当たっては、8に示す入札保証金を納付しなければならない。

7 入札の方法

- (1) 公有財産売却システムにより入札価格を登録する。
なお、この登録は各物件につき1回に限り行うことができる。
- (2) 郵送等による入札書の提出は、認めない。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、県が定めた入札保証金を指定された納付方法により納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、最低売却価格（石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格をいう。）の100分の10とする。
- (3) 落札者が納付した入札保証金は、本人の申出により、契約保証金に充当することができる。
- (4) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後に還付する。落札者には、落札者が契約を締結しない場合又は落札者の申出により契約保証金に充当する場合を除き、契約締結後に還付する。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合は、入札保証金は県に帰属する。

9 その他

- (1) 入札の無効
この公告に示した入札に参加する資格のない者による入札、入札参加申込みを行わなかった者による入札、その他入札案内書に示す入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 落札者の決定方法
最低売却価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (3) 契約保証金
最低売却価格の100分の10以上とする。
- (4) 売買代金の納入
県が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から30日以内）までに納入すること。
- (5) 所有権の移転等
所有権の移転は、売買代金が完納された日とし、その日から起算して7日以内に物件の引渡しを行う。
- (6) その他の事項
詳細は、入札案内書及び県ガイドラインによる。
- (7) 問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部管財課資産活用室 電話番号 076-225-1266

《インターネット入札による売買手続きの流れ》

日 程	項 目	内 容
令和 7 年 9 月 1 1 日（木）	① 入札の公告	・ 石川県公報に掲載します。
	②入札案内書 交付開始	・ 石川県管財課ホームページよりダウンロードできます。
▼		
令和 7 年 9 月 1 2 日（金）から 同年 1 0 月 1 0 日（金） まで	② 現地説明 の実施	・ 各物件について、個別に現地説明を実施します。 ・ 現地説明を希望する方は、電話にて希望日の前日までに申込みください。日時を調整のうえ、現地にて説明を行います。 (1) 申込期間 令和 7 年 9 月 1 1 日（木）から同年 1 0 月 9 日（木）までの 土日祝日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで。 (2) 実施期間 令和 7 年 9 月 1 2 日（金）から同年 1 0 月 1 0 日（金）までの 土日祝日を除く毎日午前 1 1 時から午後 4 時まで。 ※土日・祝日を希望される場合は、相談に応じます。
▼		
令和 7 年 9 月 2 9 日 （月）午後 2 時まで	④仮申込み	・ 入札参加希望者はインターネット公有財産売却システム（下記 URL）で、手続きを行ってください。 https://kankocho.jp/gov/6066180778/?p=as
▼		
令和 7 年 1 0 月 6 日 （月）午後 5 時まで	⑤本申込み	・ 仮申込み後、必要な書類等を石川県総務部管財課資産活用室へ提出してください。 ・ 入札保証金（最低売却価格の 1 0 %）を納付してください。 ※令和 7 年 1 0 月 8 日（水）までに石川県が確認できない場合、入札に参加できません。
▼		
令和 7 年 1 0 月 1 4 日 （火）午後 1 時から 同月 2 1 日（火） 午後 1 時まで	⑥入札	・ インターネット公有財産売却システム上で入札します。
▼		
令和 7 年 1 0 月 2 1 日（火） 午後 1 時経過後直ちに	⑦開札	・ インターネット公有財産売却システム上で開札、落札者を決定します。
▼		
落札（開札）の日から 起算して 5 日以内	⑧契約締結	・ 石川県と落札者で契約を締結します。 ・ 契約保証金（最低売却価格の 1 0 %以上）を納付（入札保証金は契約保証金に充当）していただきます。
▼		
契約の日から 3 0 日以内	⑨売買代金の 支払い	・ 売買代金から契約時に納付した契約保証金を除いた残額を、契約締結後 3 0 日以内に納付していただきます。 ・ 契約保証金は売買代金に充当します。 ・ 所有権は売買代金が完納された時に移転します。
▼		
売買代金の支払いから 7 日以内	⑩所有権移転 登記、 物件引き渡し	・ 登録免許税等、所有権の移転に要する経費は落札者の負担となります。 ・ 所有権移転登記手続きは石川県が代行します。

※入札に参加される方は、あらかじめ、KSI 官公庁オークションのログイン ID を取得する必要があります。

県有財産の一般競争入札説明書

この入札説明書は、県有財産の売却に係る入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を定めたものであり、入札参加希望者は以下の事項を了解のうえ、入札されるようお願いします。

1 一般競争入札により売却する物件及び最低売却価格

物件番号	所在地番	財産区分	地目	地積	最低売却価格
1	小松市浮城町77番2、107番1、108番1	土地	宅地	572.96㎡	16,900,000円
2	羽咋郡志賀町三明チ1番7	土地	宅地	244.51㎡	1,020,000円
3	七尾市本府中町カ40番3	土地	宅地	199.01㎡	3,350,000円
4	七尾市矢田町式四号白土6番36	土地	宅地	168.86㎡	1,270,000円
5	鳳珠郡能登町字小木ロ字15番4	土地	宅地	162.30㎡	387,000円
6	鳳珠郡能登町字小木ロ字15番5	土地	宅地	162.02㎡	454,000円
7	鳳珠郡能登町字小木ロ字15番9	土地	宅地	161.35㎡	377,000円

2 入札参加者の資格に関する事項

入札には、個人、法人を問わず、どなたでも参加できます。

ただし、次の項目に該当する方は参加できません。

- (1) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人及び破産者で復権を得ない者
- (2) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は以下に該当する者
 - ① 役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
 - ② 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (3) 過去3年間に以下の事項に該当する者
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかの規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 石川県インターネット公有財産売却ガイドライン（以下、県ガイドラインという。）及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者

3 入札の申込

- (1) ログインIDの取得

入札の参加申込みを行うには、KSI官公庁オークションのログインIDを取得しなければなりません。参加希望者は下記URLの内容を参考に取得の手続きを行ってください。

URL：<https://help.kankocho.jp/knowledge/help030>

- (2) 仮申込み

紀尾井町戦略研究所株式会社の運用するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却

システム」という。)により、参加の仮申込みを行ってください。

仮申込み用URL：<https://kankocho.jp/gov/6066180778/?p=as>

仮申込み期限：令和7年9月29日(月)午後2時まで

(3) 本申込み

仮申込みを完了した後、申込書類を作成し、添付書類を添えて、石川県総務部管財課資産活用室へ提出してください。提出書類及び提出期限は下記のとおりです。

【申込書類】

- ・公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書(別記様式1)
- ・入札参加者及び役員等名簿(別記様式2)
- ・誓約書(別記様式3)
- ・入札保証金に関する約定書(別記様式4)
- ・保証金(担保)振替納付書(別記様式5)

※別記様式1～5は下記URLからダウンロードできます。

URL：<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanzai/tochi/index.html>

【添付書類】・・いずれも発行から3か月以内のもの

- ・住民票の写し(法人にあっては登記事項証明書)
- ・印鑑証明書

【提出期限】

(持参の場合)

令和7年10月6日(月)午後5時までに、石川県総務部管財課資産活用室に提出

(郵送の場合)

令和7年10月6日(月)午後5時必着で、簡易書留により下記へ送付

送付先：〒920-8580

石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県総務部管財課資産活用室 宛

4 入札保証金に関する事項

- (1) 入札参加希望者は、県が定めた入札保証金の納付方法(県ガイドライン「第2の2(2)入札保証金の納付方法」を参照)により、最低売却価格の100分の10を納付してください。

※令和7年10月8日(水)までに入札保証金の納付が確認できない場合は、入札に参加できません。

期日に余裕を持って納付してください。

- (2) 入札参加申込み後(仮申込み後)、石川県から納付方法をメールにてご案内します。納付方法を以下の①～③から1つ選択し、石川県にメールにてご連絡ください。

①石川県が指定する金融機関で納付

入札保証金納付用の納付書を郵送しますので、石川県が指定する金融機関の窓口で納付してください。

(石川県指定金融機関の名称及び所在地)

https://www1.g-reiki.net/ishikawa/reiki_honbun/i101RG00000251.html

(石川県収納代理金融機関の指定)

https://www1.g-reiki.net/ishikawa/reiki_honbun/i101RG00000252.html

②銀行口座振込

石川県から銀行口座番号をメールでご連絡しますので、振込により納付してください(振込手数料は参加申込者が負担)。メールには、石川県からの送信であることを示すため、参加者申込者の個人情報も付記します。

③直接持参(現金、小切手のみ)

石川県総務部管財課資産活用室に現金等をお持ちいただき、上記①と同様の手続きを行います。

- (3) 落札者が納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当します。

- (4) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後、返還します。

※申込書類等の提出、及び入札保証金の納付が確認された時点で本申込み手続きが完了します。

6 入札及び開札を行う日時及び場所

(1) 場所

紀尾井町戦略研究所株式会社の運用する公有財産売却システム

URL : <https://kankocho.jp/gov/6066180778/?p=as>

(2) 入札期間

令和7年10月14日（火）午後1時から同月21日（火）午後1時まで

(3) 開札日時

令和7年10月21日（火）午後1時経過後直ちに行う。

7 入札の方法

(1) 公有財産売却システムにより入札価格を登録してください。なお、この登録は各物件につき、1回に限り行うことができます。

(2) 郵送等による入札書の提出は認めません。

8 落札者の決定方法

(1) 落札者は県の最低売却価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札をした方とします。

(2) ただし、落札者となる同価格の入札者が複数存在するときは、「くじ（自動抽選）」によって落札者を決定します。

9 契約の締結

(1) 県有財産売払申請書の提出

落札された方には、落札後速やかに県有財産売払申請書を提出していただきます。

(2) 契約の締結

落札された方は、落札決定の日から起算して5日以内に契約を締結しなければなりません。

契約書（2部）を送付しますので、押印、収入印紙貼付の上、1部を返送してください。

上記期限までに契約を締結されない場合には、落札は無効となり、落札者が納付した入札保証金は県に帰属します。

10 売買代金の支払方法

落札者には、契約締結の際、最低売却価格の100分の10以上を契約保証金として納付していただきますが、この時、先に納付済みの入札保証金は、契約保証金に充当します。

また、売買代金と契約保証金の差額については、契約締結の後、県が発行する納入通知書により30日以内に納付していただきます。

なお、売買代金の支払いが行われなかった場合、契約保証金は県に帰属します。

11 所有権の移転及び費用負担

(1) 売買代金を完納したときに所有権が移転します。

(2) 所有権の移転登記は石川県が行い、所有権の移転後7日以内に物件を現況のまま引き渡します。

(3) 売買契約書(県保管用のもの一部)に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担となります。(ただし、仲介手数料はかかりません。)

12 契約に付す条件

入札の物件については、契約書において次の制限が付されますので、ご注意ください。

- (1) 「落札者は契約締結の日から5年間（以下「指定期間」）、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない」こと。
- (2) 「指定期間中、石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない」こと。
- (3) 「県は、禁止用途に関し、必要があると認めるときは、売買物件を調査し、又は落札者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。また、落札者は、正当な理由なく、県が必要に応じて行う実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない」こと。
- (4) 「落札者は、上記（1）から（3）までの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなくてはならない」こと。

13 売却結果の公表について

今回の売却結果については、以下の内容について公表することがあります。

- (1) 公表の時期
契約締結後、県が必要と認められる時期
- (2) 公表内容
 - ① 当該入札物件の所在地、数量
 - ② 契約年月日
 - ③ 契約金額
 - ④ 契約の相手方（個人・法人の別）

14 落札に至らない物件の取扱い

入札により落札に至らない物件については、県が定めた最低売却価格以上の金額で、随時、売却することがあります。

15 その他

この入札説明書に定めのない事項については、石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）その他関係法令等の定めるところによります。

石川県インターネット公有財産売却 ガイドライン

石川県インターネット公有財産売却(以下「公有財産売却」といいます)をご利用いただくには、以下の「誓約書」及び「石川県インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「本ガイドライン」といいます)」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。

また、公有財産売却の手続き等に関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションガイドライン等との間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

このたび、石川県の県有財産一般競争入札の参加申込みにあたり、下記の事項に相違ない旨確約し、貴県における入札、契約等に係る諸規定を遵守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴県の指示に従い、貴県に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴県に対し一切異議、苦情等は申しません。以上、誓約いたします。

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加することができない者及び同条第2項各号に掲げる者(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)のいずれにも該当しません。
- 2 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は次に掲げるいずれにも該当しません。
 - (1) 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者
 - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札においてその公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と貴県に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄等の刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当であると認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 4 「入札案内書」、「石川県インターネット公有財産売却ガイドライン」の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴県に対し一切異議、苦情等は申しません。

第1 公有財産売却の参加条件等

1. 公有財産売却に参加できない者

- (1) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人及び破産者で復権を得ない者
- (2) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」)又は以下に該当する者
 - ア. 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」)である者
 - イ. 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ. 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者
 - エ. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - オ. 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (3) 過去3年間に以下の事項に該当する者
 - ア. 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ. 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ. 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ. 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ. 前各号のいずれかの規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 日本語を完全に理解できない者
- (5) 石川県が定める本ガイドライン及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (6) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有していない者

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法等の規定に則って石川県が執行する一般競争入札手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間石川県の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は、入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」)上の公有財産売却の物件詳細画面や石川県において閲覧に供されている一般競争入札の公告等を確認し、関係公簿の閲覧等により十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。
また、入札前に石川県が実施する現地説明において、購入希望の財産を確認してください。
- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申込み等一連の手続きを行ってください。
 - ア. 参加仮申込み
売却システムの売却物件詳細画面より、公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。
 - イ. 参加申込み(本申込み)
売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、石川県のホームページより公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書、入札参加者及び役員等名簿、誓約書、入札保証金に関する約定書、保証金振替納付書(以下、「申込書」)を印刷し、必要事項を記入、押印後、住民票抄本(参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本)及び印鑑登録証明書を添付のうえ、石川県に直接持参又は簡易書留で参加申込期間内に提出してください。
・公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認のうえ、申込書の入札保証金納付方法欄にある「納付書納付」「銀行振込」「直接持参」のうちご希望の方法いずれか1つに「○」をしてください。

・複数の物件について申込みをされる場合、申込書は公有財産売却の物件ごとに必要になりますが、添付書類である住民票抄本(参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本)及び印鑑登録証明書は1通のみ提出してください。

(6) 公有財産売却においては、特定の物件(売却区分)の売却が中止になること、若しくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3. 公有財産売却の財産の権利移転等についての注意事項

(1) 契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が天災地変その他石川県及び落札者いずれの責めにも帰すことができない理由により滅失又は毀損して契約の履行が不可能となったときは、双方書面により通知して、契約を解除することができます。また、落札者は、契約が解除されるまでの間、売買代金の納付を拒むことができます。

前記の規定により契約が解除された場合、石川県は、落札者に対し、受領済みの契約保証金を返還しなければならないが、当該返還金には利息を付さないものとします。

(2) 落札者は、契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないものを発見したときは、そのことを発見した日から1年以内で、かつ売買物件の引渡日から2年以内に石川県に通知したものに限り、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完請求、売買代金の減額請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができます。

(3) 落札者が売買代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

(4) 石川県は、売買代金の残金を納付した落札者の請求により、所有権移転の登記を関係機関に嘱託します。

(5) 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査及びアスベスト調査等を行っておりません。また、開発等(建築等)に当たっては、都市計画法、建築基準法及び条例等の法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

(6) 財産は、現況のまま所有権移転します。石川県は、建物・工作物等の改築・撤去、立木の伐採等には応じません。

(7) 所有権移転登記の名義人は落札者本人です。石川県は、中間省略登記には応じません。

(8) 落札者は、本契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業、及び石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、又は供させることはできません。

4. 個人情報の取り扱いについて

(1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア. 公有財産売却の参加申込みを行う際に、住民登録等のされている住所、氏名等(参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名)を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報及びKSI 官公庁オークションのログインID(以下「ログインID」)に登録されているメールアドレスを石川県に開示され、かつ石川県がこれらの情報を保管すること。

・石川県から公有財産売却の参加者に対し、ログインIDで認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせ等を電子メールにて送信することがあります。

ウ. 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログインIDを売却システム上において一定期間公開されること。

エ. 石川県は収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置等を行うことを目的として利用すること。

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容等と異なる場合は、落札者となっても所有権移転等の権利移転登記を行うことができません。

5. 共同入札について

(1) 共同入札とは

1つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2) 共同入札における注意事項

- ア. 共同入札する場合は、共同入札者の中から1名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申込み手続き及び入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申込み手続き及び入札手続き等については、代表者のログインIDで行うこととなります。手続きの詳細については、「第2 公有財産売却の参加申込み及び入札保証金の納付について」及び「第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。
- イ. 共同入札する場合は、共同入札者全員の印鑑登録証明書、住民票抄本(法人の場合は商業登記簿謄本)及び共同入札者全員の住所(所在地)と氏名(名称)を連署した申込書を入札開始までに石川県へ直接持参又は簡易書留で参加申込期間内に提出してください。(郵送の場合は、申込締切日午後5時必着)
- ウ. 申込書等に記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容等と異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

第2 公有財産売却の参加申込み及び入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が確認できたログインIDでのみ入札できます。

(注)仮申込みだけでは、入札に参加できません。必ず本申込みの手続きも行ってください。

1. 公有財産売却の参加申込みについて

売却システムの画面上で、公有財産売却の参加仮申込みを行います。住民登録等のされている住所、氏名等(参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名)を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

- ・法人で参加仮申込みする場合は、法人名でログインIDを取得する必要があります。
- ・共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択してください。

2. 公有財産売却の参加申込み(本申込み)と入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、石川県が売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに予定価格(最低落札価格)の100分の10とします。

(2) 入札保証金の納付方法と本申込みについて

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、石川県が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。指定する方法は、下記のア、イ、ウの3通りです。売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法を指定しているかを確認してください。

- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・原則として、入札開始2開庁日前までに石川県が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。
- ・末尾の「クレジットカードで入札保証金を納付する場合」に関するガイドラインは、石川県は該当しません。

ア. 石川県が指定する金融機関で納付

石川県が指定する金融機関で入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面により公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。仮申込みを行った後で、石川県のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入、押印後、住民票抄本(法人の場合は商業登記簿謄本)及び印鑑登録証明書を添付のうえ、石川県へ直接持参又は簡易書留で参加申込期間内に提出してください。(郵送の場合は、申込締切日午後5時必着)

申込書が石川県に到着後、石川県から納入通知書を郵送しますので、石川県が指定する金融機関の窓口で入札保証金を納付してください。

- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「納付書納付(石川県が指定する金融機関)」に「○」をしてください。
- ・石川県が納付確認できるまで5日程度(土曜日、日曜日等県庁が開いていない日を除く)要することがあります。

・石川県が指定する金融機関とは石川県の公金収納を取り扱う店舗です。詳しくは下記ウェブページを参照してください。

(石川県指定金融機関の名称及び所在地)

https://www1.g-reiki.net/ishikawa/reiki_honbun/i101RG00000251.html

(石川県収納代理金融機関の指定)

https://www1.g-reiki.net/ishikawa/reiki_honbun/i101RG00000252.html

イ. 銀行口座振込

銀行口座振込で入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。仮申込みを行った後で、石川県のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入、押印後、住民票抄本(法人の場合は商業登記簿謄本)及び印鑑登録証明書を添付のうえ、石川県に直接持参又は簡易書留で参加申込期間内に提出してください。(郵送の場合は、申込締切日午後5時必着)

申込書が石川県に到着後、石川県からログインIDで認証されているメールアドレス(共同入札の場合は代表者のメールアドレス)に送信する電子メールで入札保証金の納付方法をご案内します。電子メールには石川県からの送信であることを証明するため、申込書に記載されている申込者の個人情報を付記しますので、必ずそれを確認したうえで、銀行口座への振込により入札保証金を納付してください。

- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込」に「○」をしてください。
- ・石川県が納付を確認できるまで2日程度(土曜日、日曜日等県庁が開いていない日を除く)要することがあります。
- ・銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。

ウ. 直接持参の場合

直接持参する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。仮申込みを行った後で、石川県のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入、押印し、住民票抄本(法人の場合は商業登記簿謄本)及び印鑑登録証明書を添付のうえ、石川県へ直接持参又は簡易書留で参加申込期間内に提出してください。(郵送の場合は、申込締切日午後5時必着)

- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「直接持参」に「○」をしてください。
- ・直接持参する場合には、事前にご連絡ください。(電話番号076-225-1266)
- ・現金若しくは銀行振出の小切手(金沢手形交換所加盟の金融機関が振り出し、振出日より7日以内のもので、受取人は持参人払いとしたものに限り)で石川県に納付してください。
- ・直接持参の場合は、持ち込んだその日に金融機関に納入手続を行いますので、正午までに持参する必要があります。

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに石川県の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、申請書に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

石川県は、地方自治法施行令第167条の4第1項等に規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、石川県は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID を落札者の氏名(名称)とみなします。

ア. 落札者の告知

落札者のログイン ID と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ. 石川県から落札者への連絡

落札者には、石川県から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

・石川県が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調等の理由により到着しないために、石川県が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金(又は契約保証金)を没収し、返還しません。

・当該電子メールに表示されている整理番号は、石川県に連絡する際や石川県に書類を提出する際等に必要となります。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違い等の場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

石川県は、落札後、落札者に対し電子メール等により契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。落札者は落札決定の日から起算して5日以内(土曜日、日曜日等県庁が開いていない日を除く)に契約を締結しなければなりません。

ア. 契約

石川県より県有財産売買契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入、押印のうえ、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙を貼付して、石川県に直接持参又は簡易書留で提出してください。

イ. 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、契約締結の日から30日以内(休日含む)に売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金の納付方法は、県より通知します。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。

5. 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者(入札保証金返還請求者)名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申込を行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後、数週間程度要することがあります。

第4 公有財産売却の財産の権利移転及び引き渡しについて

1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売買代金の残金を納付したときに所有権が移転します。所有権の移転登記は石川県が行い、所有権の移転後7日以内に物件を現況のまま引き渡します。

2. 権利移転の手続きについて

(1) 石川県のホームページより「所有権移転登記嘱託請求書」を印刷した後、必要事項を記入、押印して、売払代金の残金納付前に石川県へ提出してください。

(2) 共同入札の場合は、共同入札者全員が記入・押印した「所有権移転登記嘱託請求書」の提出が必要です。なお、公有財産売却の財産の持分割合は、必ず記入してください。

(3) 所有権移転の登記が完了するまで、入札終了後1か月半程度の期間を要することがあります。

3. 登録免許税等所有権移転登記にかかる費用について

(1) 売買契約書(県保管用のもの1部)に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税、本契約の締結及び履行に関して必要な費用(郵送料等)は、落札者の負担となります。

(2) 所有権移転登記には、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書を、石川県へ直接持参又は簡易書留により提出してください。

4. 売却結果の公表について

今回の売却結果は、以下の内容について公表することがあります。

(1) 公表時期 契約締結後、県が必要と認められる時期

(2) 公表内容

ア. 当該入札物件の所在地、数量

イ. 契約年月日

ウ. 契約金額

エ. 契約の相手方(個人・法人の別)

第5 注意事項

1. 売却システムに不具合等が生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申込み期間中

売却システムに不具合等が生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 公有財産売却の参加申込み受付が開始されない場合

イ. 公有財産売却の参加申込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ. 公有財産売却の参加申込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ. 公有財産売却の参加申込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合等が生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 入札の受付が開始されない場合

イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合等が生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ. くじ(自動抽選)が必要な場合でくじ(自動抽選)が適正に行えない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分(売却財産の出品区分)の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込等により入札保証金を納付した場合、返還まで中止後数週間程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込等により入札保証金を納付した場合、返還まで中止後数週間程度要することがあります。

3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者及び入札者等(以下「入札者等」)に損害等が発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者等に損害が発生した場合、石川県は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合等により、入札者等に損害が発生した場合、石川県は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者等の使用する機器及び公有財産売却の参加者等の使用するネットワーク等の不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申込み又は入札に参加できない事態が生じた場合においても、石川県は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことにより入札者等に損害が発生した場合、石川県は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者等の発信又は受信するデータが不正アクセス及び改変等を受け、公有財産売却の参加続行が不可能となる等の被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、石川県は責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者等が、自身のログイン ID 及びパスワード等を紛失又は、ログイン ID 及びパスワード等が第三者に漏えいする等して被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず石川県は責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申込み期間及び入札期間

公有財産売却の参加申込み期間及び入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンス等の期間を除きます。

5. リンクの制限等

石川県が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、石川県物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、石川県が公開している情報(文章、写真、図面等)について、石川県に無断で転載・転用することは一切できません。

6. システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。

7. 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8. インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

- (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字（JIS（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本工業規格）X0208 をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示等と異なることがあります。

- (3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9. 石川県インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

石川県は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合は、石川県は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

10. その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、石川県が掲載したものでない情報については、石川県インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者及びその代理人（以下、「参加者等」）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者等は、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

県有財産売買契約書

売出人 石川県（以下「甲」という。）と買受人 〔※落札者〕（以下「乙」という。）とは、次のとおり県有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

所在地	区分	数量	摘要

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 〔※落札金額〕 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に契約保証金として金 〔※買代金の10/100以上〕 円を甲に納付しなければならない。

2 入札保証金は前項の契約保証金に充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 第1項の契約保証金には利息を付さない。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

6 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を県に帰属させることができる。

（売買代金の支払い）

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金〔※落札金額から契約保証金を差し引いた額〕円を、甲の発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

（登記嘱託請求書等）

第7条 乙は、所有権移転までに、登録免許税相当額の領収証書又は印紙を添付した登記嘱託請求書を甲に提出し、甲は、売買物件の所有権が乙に移転した後、遅滞なく所有権移転登記を嘱託するものとする。

（売買物件の引渡し）

第8条 甲は、第6条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した日から7日以内に売買物件を現状のまま引き渡す。

（危険負担）

第9条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が天災地変その他甲及び乙いずれの責めにも帰することができない理由により滅失又は毀損して本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の納付を拒むことができる。

2 前項の規定により本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの契約保証金を返還しなければならない。ただし、当該返還金には利息を付さないものとする。

(特約条項)

第10条 乙は、売買物件が売買契約書添付の物件調書記載の内容であることを了承した上、売買物件を買い受けるものとする。

(契約不適合責任)

第10条の2 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、そのことを発見した日から1年以内で、かつ売買物件の引渡日から2年以内に甲に通知したものに限り、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完請求、売買代金の減額請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができる。

2 第10条（特約条項）の内容については、第1項の契約不適合に該当しないものとする。

(禁止用途)

第11条 乙は、本契約締結の日から5年間（以下「指定期間」という。）、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

2 乙は、売買物件を、指定期間中、石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

3 乙は、指定期間中に、売買物件につき所有権の移転又は地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他使用又は収益を目的とする権利を設定しようとするときは、これらに関する契約書に第1項及び前項の趣旨の条件を付さなければならない。

(実地調査等)

第12条 甲は、本契約締結の日から指定期間満了の日までの間前条に定める禁止用途に関し、必要があると認めるときは、売買物件を調査し、又は乙に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由なく前項に定める実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 乙は、第11条に定める義務に違反して売買物件を禁止用途に供し、又は供させたときは、金〔※売買代金の3割〕円を違約金として、甲に支払わなければならない。

2 乙は、正当な理由なく前条第2項に定める義務に違反して実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、金〔※売買代金の1割〕円を違約金として、甲に支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。ただし、乙が第11条第2項に定める義務を履行しないときは、催告をすることを要しないものとする。

(返還金等)

第15条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(乙の原状回復義務)

第16条 乙は、甲が第14条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第17条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第18条 甲は、第15条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第13条に定める違約金又は前条若しくは第16条第2項に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部または一部と相殺する。

(契約の費用)

第19条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第20条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

(裁判の管轄)

第21条 本契約に関する訴えの管轄は、石川県庁所在地を管轄区域とする金沢地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売出人 甲 石川県
石川県知事 馳 浩

買受人 乙 住所
氏名 印

※物件個別の事情等により、内容に変更のある場合があります。

公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

石川県知事 馳 浩 様

年 月 日

公有財産売却一般競争入札参加申込書

申込者	住 所	
	氏名(※)	
	ユーザー ID	
	メールアドレス	
	電話番号	

※ 法人にあっては、その名称及び主たる所在地並び代表者の氏名を記載する。

共有者	住 所	
	氏 名	
	住 所	
	氏 名	

石川県が売払いする下記物件を買い受けたいので、当該物件に係る公有財産売却一般競争入札に参加を申し込みます。

なお、当該申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

物 件 番 号		入 札 保 証 金	円
所 在 地 番			
入札保証金納付方法	銀行振込 ・ 納付書納付(石川県が指定する金融機関) ・ 直接持参 ※該当するものを○で囲んでください		

※ 複数の物件について申込みをされる場合、物件毎にこの「公有財産売却一般競争入札参加申込書」が必要になります。

※ 入札保証金納付方法欄の「銀行振込」、「納付書納付」「直接持参」のいずれか一つに「○(まる)」をしてください。

※ 共有名義で申し込まれる場合、申込者の欄に共有者を代表して入札手続を行う者の住所・氏名を記入し、共有者の欄に申込者以外の共有者の住所・氏名を記入し、押印してください。

※ 「納付書納付」を選択された方は、県が発行する納付書が届くまでお待ちください。(必ず納付書を使用してください。)

入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

返還事由が生じた場合、上記入札物件に係る入札保証金(金 円)の返還を請求します。

返還する際は、下記の口座へ返還してください。

なお、返還につき、入札終了後に2週間程度遅れて返還されることについて異議はありません。

記

入札保証金の返還請求者	フリガナ				
	住所(所在地)	〒			
	フリガナ				
	氏名・名称	(印)			
振込先 金融機関 (郵便局を除く)	銀行	預金種目	普通 ・ 当座	口座番号	
	信用金庫	口座名義人			
	信用組合				
	※共有名義の場合、共有者を代表する者の口座	支店 支所	フリガナ		氏名・名称

※ 複数の物件について返還請求をされる場合、物件毎にこの入札保証金返還請求書が必要になります。

(枚目 / 全 枚)

入札参加者及び役員等名簿

作成担当者

連絡先

令和 年 月 日現在

(例)	氏名 (カナ)	氏名 (漢字)	生年月日				性別	役職 (法人のみ)	住 所
			年号	年	月	日			
	イシカワ タロウ	石川 太郎	S	50	1	1	M	代表取締役	金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

本様式を暴力団員等ではないことの確認のために使用することについて、異議はありません。

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者名

印
(印鑑証明書の印)

【記入上の注意事項】

- 1 この名簿に記入が必要な者は次のとおりです。
 - 個人・・・個人又は個人事業主並びに支配人及び営業所の代表者
 - 法人・・・非常勤を含む役員（監査役含む）並びに支配人及び営業所その他事業所の代表者（支配人及び営業所の代表者は、石川県との契約締結の権限を有する者が対象）
 - その他の団体・・・法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等
- 2 「年号」「性別」「住所」欄は次のとおり記入してください。
 - 「年号」・・・明治：M 大正：T 昭和：S 平成：H
 - 「性別」・・・男：M 女：F
 - 「住所」・・・住民票記載の住所
- 3 名簿が複数枚になる場合は、左上「(枚目 / 全 枚)」の欄に記入の上、割印してください。
- 4 この名簿は、入札参加者等が暴力団員等であるか否かを確認するためのみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

誓 約 書

令和 年 月 日

石川県知事 馳 浩 様

申込者住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者名

印
(印鑑証明書の印)

電話番号

(注) 法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。
持分を共有する場合は、共有者全員の連名で記載すること。

このたび、石川県の県有財産一般競争入札の参加申込にあたり、下記の事項に相違ない旨確約し、貴県における入札、契約等に係る諸規定を順守し、公正な入札をいたします。

もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴県の指示に従い、貴県に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴県に対し一切異議、苦情等は申しません。以上、誓約いたします。

記

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加することができない者及び同条第2項各号に掲げる者(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)のいずれにも該当しません。
- 2 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は次に掲げるいずれにも該当しません。
 - (1) 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者
 - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札においてその公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と貴県に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄等の刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当であると認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 4 「入札案内書」、「石川県インターネット公有財産売却ガイドライン」の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴県に対し一切異議、苦情等は申しません。

入札保証金に関する約定書

○ 入札保証金を納付する物件

物件番号	保証金納付	所在地番	地目	地積
1		小松市浮城町77番2、107番1、108番1	宅地	572.96㎡
2		羽咋郡志賀町三明チ1番7	宅地	244.51㎡
3		七尾市本府中町カ40番3	宅地	199.01㎡
4		七尾市矢田町式四号白土6番36	宅地	168.86㎡
5		鳳珠郡能登町字小木ロ字15番4	宅地	162.30㎡
6		鳳珠郡能登町字小木ロ字15番5	宅地	162.02㎡
7		鳳珠郡能登町字小木ロ字15番9	宅地	161.35㎡

(注) 「保証金納付」欄には、いずれか1つの物件に○印を付けること。

入札保証金 ¥ _____ 円

上記金額を納付し、入札に参加します。
落札者となり契約を締結しないときには、入札保証金を没収されても異議ありません。
上記につき約定します。

石川県知事 馳 浩 様

入札者住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者名

印

(印鑑証明書印)

保証金（担保）振替納付書

令和7年度歳入歳出外現金（保管有価証券）

¥ _____

ただし、県有地（物件番号 _____）
 売払に係る入札保証金

現金（有価証券）

証券 内 訳	種 類	回記号	番 号	額面金額	付 属 利 札	
					枚 数	総 額 面

上記保証金（担保）を振り替えて納付します。

石川県知事 馳 浩 殿

所 在

名 称

印

- 備考 1 入札保証金（担保）を契約保証金（担保）に振り替える場合に使用すること。
 2 保管証書（第167条ただし書に規定する場合は不要）に添付すること。

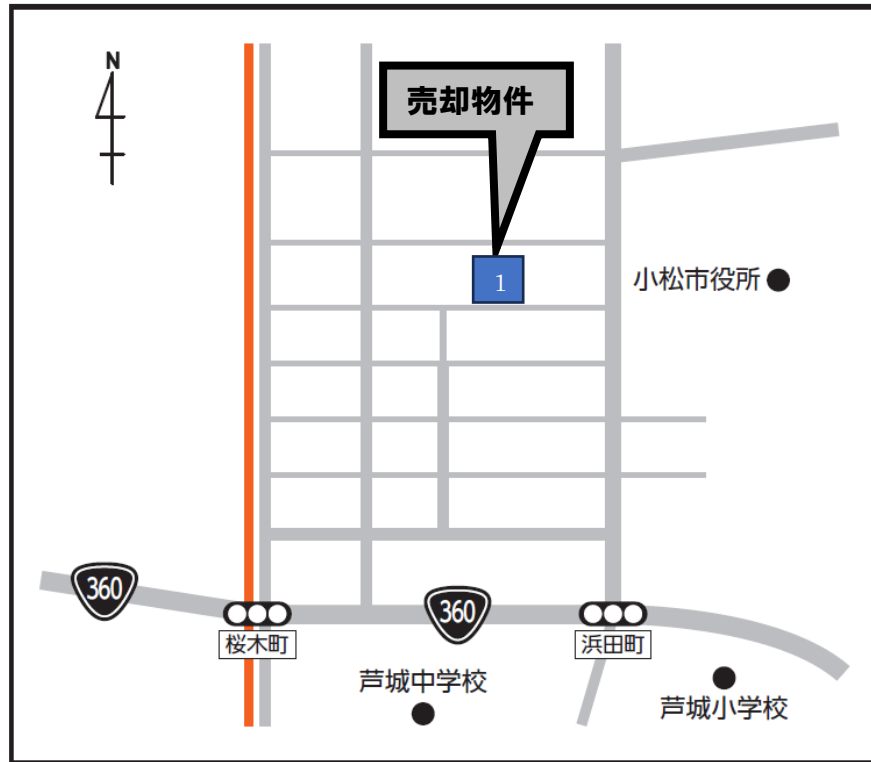
物 件 調 査 書

物件番号	1	最低売却価格	16,900,000 円
------	---	--------	--------------

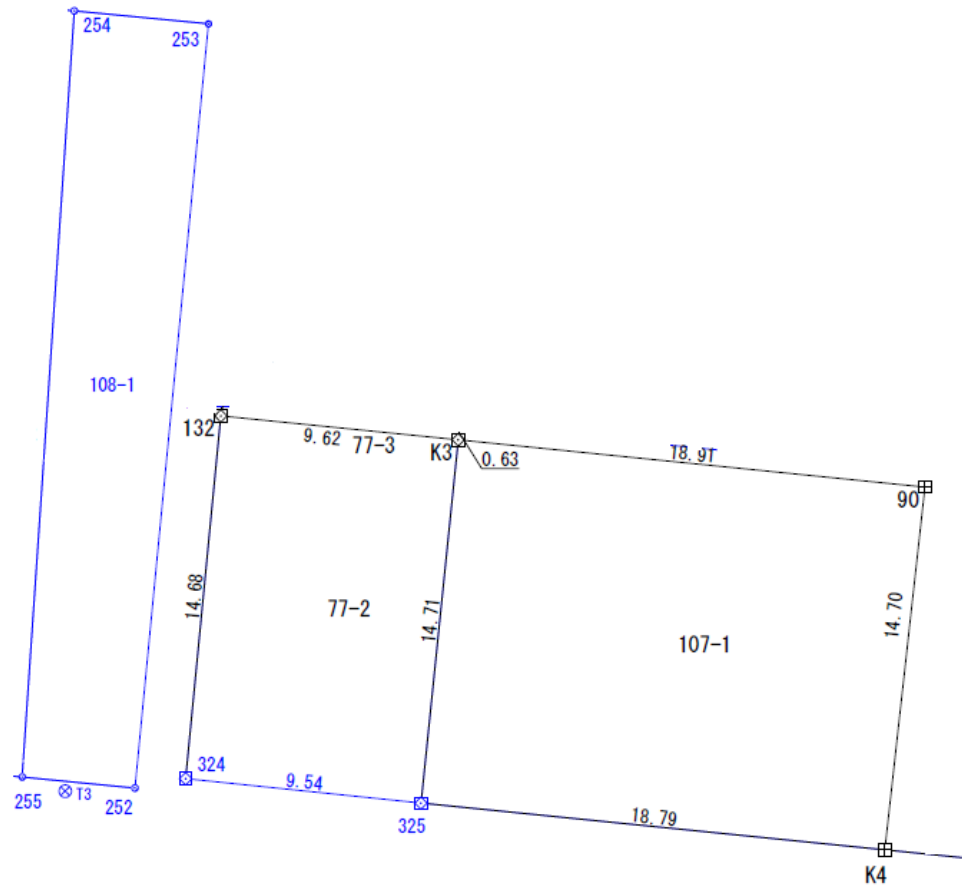
所在地		小松市浮城町77番 2、107番 1、108番 1					
面積		登記簿(実測)572.96㎡		地目	宅地	形状	明細図のとおり
接面道路の幅員及び構造		南側 アスファルト舗装 建築基準法第42条第2項道路 幅員約3.8m					
法制令等に基づく	都市計画法	市街化区域					
	建築基準法	用途地域	第二種住居地域			防火指定	無
		建ぺい率	60%		容積率	160%	
	その他法律等	小松市景観条例（小松市景観計画区域内の土地）					
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無	負担の内容			
供給処理施設の状況		区分	状況	事業所名		電話番号	
		電気	引込可	北陸電力(株)お客さまサービスセンター		0120-776-453	
		上水道	引込済	小松市料金業務課		0761-24-8111	
		下水道	引込済	小松市料金業務課		0761-24-8111	
		都市ガス	引込可	小松ガス(株)		0761-22-0515	
交通機関		鉄道	J R 西日本 北陸本線 小松駅 道路距離約1.4km				
		バス	北鉄加賀バス 浜田町停留所 徒歩約4分				
公共施設 (距離は直線距離)		市役所等	小松市役所 約0.2km				
		小学校	小松市立稚松小学校 約0.6km				
		中学校	小松市立丸内中学校 約1.0km				
参考事項		・当該土地は、職員宿舎の敷地として利用していましたが、建物については、令和4年3月に解体撤去しております。 ・現況有姿による引渡しとなります。 ・土壌汚染及び地盤に関する調査は実施しておりません。 ・地下埋設物について、地表面から11.0m以下の部分に基礎杭が残置されております。購入を検討される方は、希望者に対して別途配布する『残存物配置図』により、予め地下埋設物の残置状況を十分確認してください。 ・敷地「108番1」の南側に道路及び側溝の一部が越境しており、電柱1本及び支線1本があります。 ・敷地「77番2」「108番1」の2筆の間に小松市所有の法定外公共物（旧水路）があります。本物件と一体利用のためには別途払下げが必要です。詳細は小松市管財課にご確認願います。 ・敷地の南側にセットバックが必要です。					

※物件調査書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず、入札参加者ご自身において現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案内図（小松市浮城町 77 番 2、107 番 1、108 番 1）



明細図



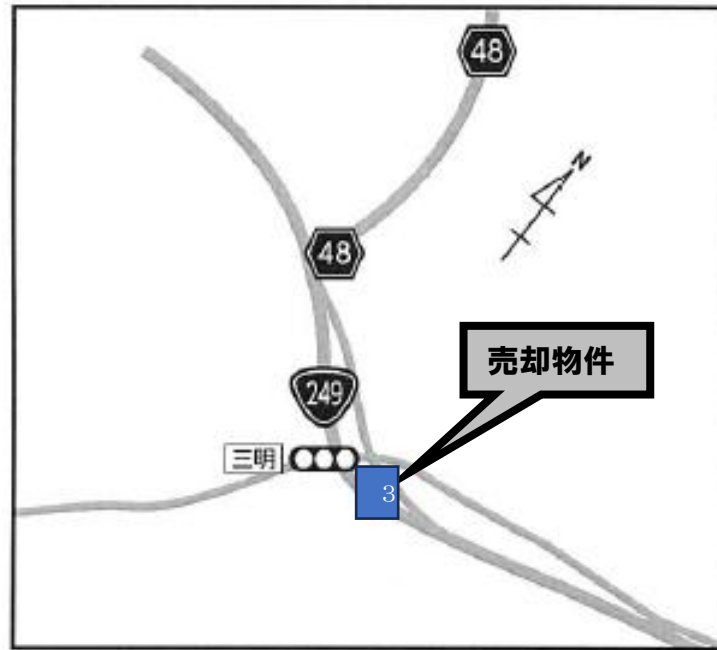
物 件 調 書

物件番号	2	最低売却価格	1,020,000 円
------	---	--------	-------------

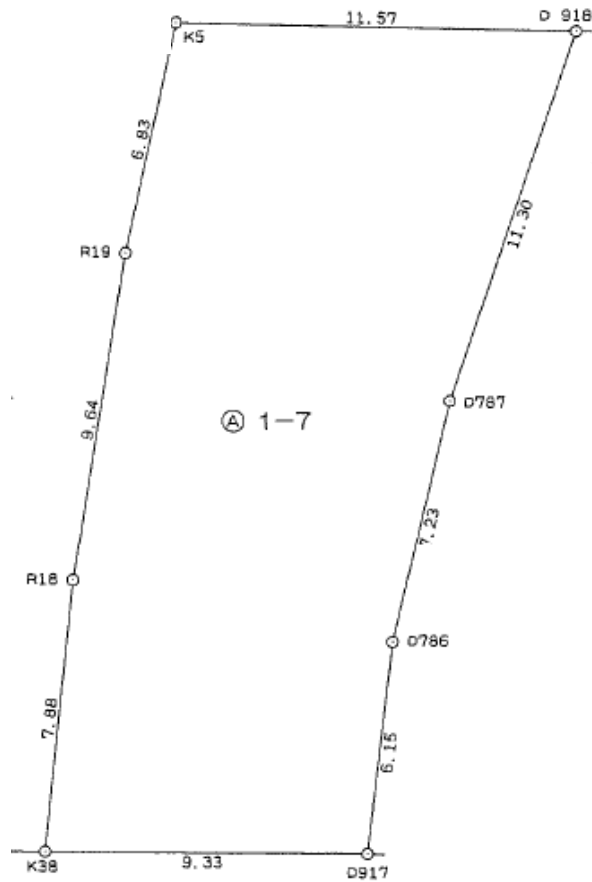
所在地		羽咋郡志賀町三明チ 1 番 7					
面積		登記簿（実測）244.51㎡		地目	宅地	形状	明細図のとおり
接面道路の幅員及び構造		南西側 アスファルト舗装 国道249号 幅員約16.5m ※今後、道路拡幅工事を予定。幅員は拡幅後。					
法制令等に基づく	都市計画法	都市計画区域外					
	建築基準法	用途地域	無			防火指定	無
		建ぺい率	60%		容積率	200%	
	その他法律等	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害警戒区域）					
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無	負担の内容			
供給処理施設の状況		区分	状況	事業所名		電話番号	
		電気	引込可	北陸電力(株)お客さまサービスセンター		0120-776-453	
		上水道	引込済	志賀町まち整備課上下水道室		0767-32-9241	
		下水道	引込済	志賀町まち整備課上下水道室		0767-32-9241	
		都市ガス	無				
交通機関		鉄道	能登中島駅 のと鉄道 七尾線 道路距離約11.5km				
		バス	三明バス停 北鉄能登バス(株) 徒歩 1 分				
公共施設 (距離は直線距離)		市役所等	志賀町富来支所		約6.9km		
		小学校	志賀町立富来小学校		約8.4km		
		中学校	志賀町立富来中学校		約6.8km		
参考事項		・当該土地は、駐在所の敷地として利用していましたが、建物については、令和3年3月に解体撤去しております。 ・地下埋設物について、地表面から約1.6m以下の部分に井戸筒及び塩ビ管が残置されております。購入を検討される方は、希望者に対して別途配布する『残存物配置図』により、予め地下埋設物の残置状況について十分確認を行ってください。 ・現況有姿による引渡しとなります。 ・土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は実施しておりません。					

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず、入札参加者ご自身において現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案内図（羽咋郡志賀町三明チ 1 番 7）



明細図



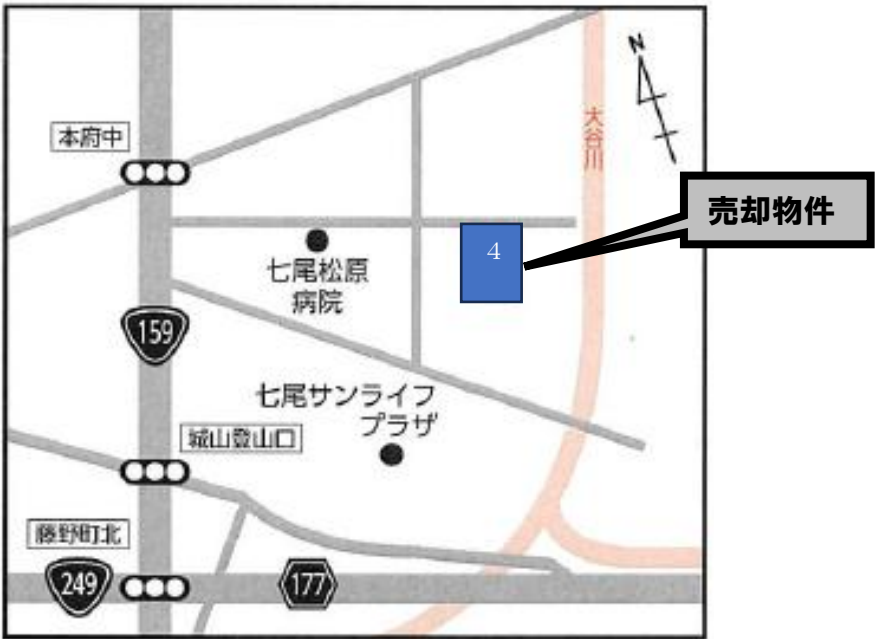
物件調書

物件番号	3	最低売却価格	3,350,000 円
------	---	--------	-------------

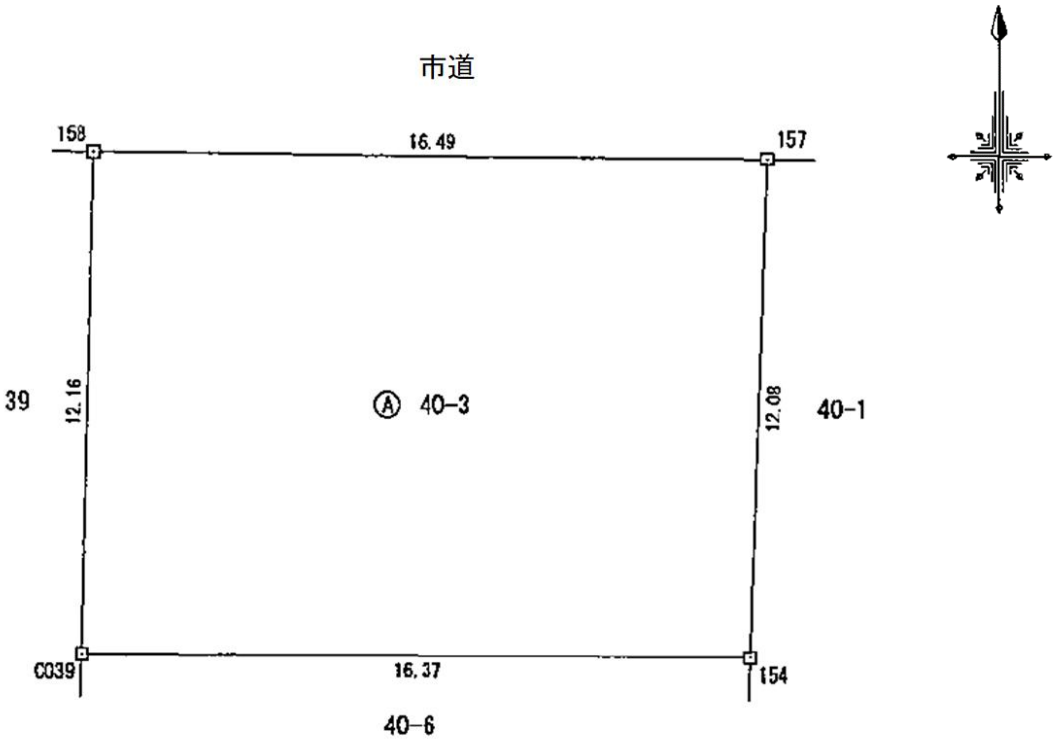
所在地		七尾市本府中町カ40番3				
面積		登記簿(実測)199.01㎡	地目	宅地	形状	明細図のとおり
接面道路の幅員及び構造		北東側 アスファルト舗装 市道 幅員約3.8m 南東側 アスファルト舗装 市道 幅員約3.8m				
法制令等に基づく	都市計画法	非線引区域				
	建築基準法	用途地域	第一種住居地域		防火指定	無
		建ぺい率	60%		容積率	160%
	その他法律等	建築基準法（第42条第2項該当の土地） 七尾市景観条例（七尾市景観計画区域内の土地）				
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無	負担の内容	－	
供給処理施設の状況		区分	状況	事業所名		電話番号
		電気	引込可	北陸電力(株)お客様サービスセンター		0120-776-453
		上水道	引込可	七尾市上下水道課		0767-53-8432
		下水道	無			
		都市ガス	無			
交通機関		鉄道	ＪＲ西日本 七尾線 七尾駅 道路距離約1.4km			
		バス	北鉄能登バス 本府中停留所 徒歩約3分			
公共施設 (距離は直線距離)		市役所等	七尾市役所 約0.8km			
		小学校	七尾市立山王小学校 約0.7km			
		中学校	七尾市立七尾東部中学校 約1.0km			
参考事項		・当該土地は、中能登土木総合事務所所長公舎の敷地として使用していましたが、建物等については平成30年10月に解体、撤去しております。 ・現況有姿による引き渡しとなります。 ・土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は実施していません。 ・敷地の北東側及び南東側にセットバックが必要です。				

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず、入札参加者ご自身において現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案内図（七尾市本府中町カ 40 番 3）



明細図



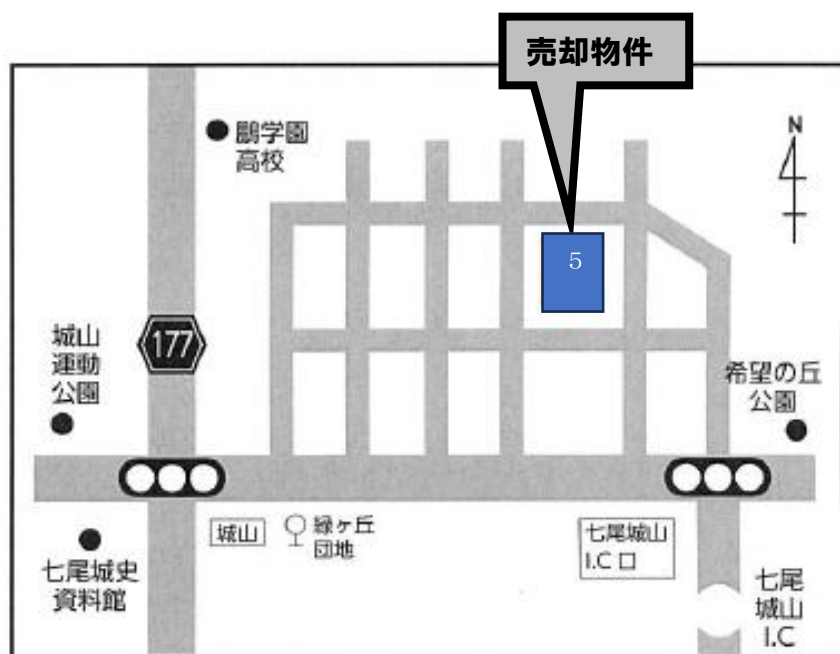
物 件 調 書

物件番号	4	最低売却価格	1,270,000 円
------	---	--------	-------------

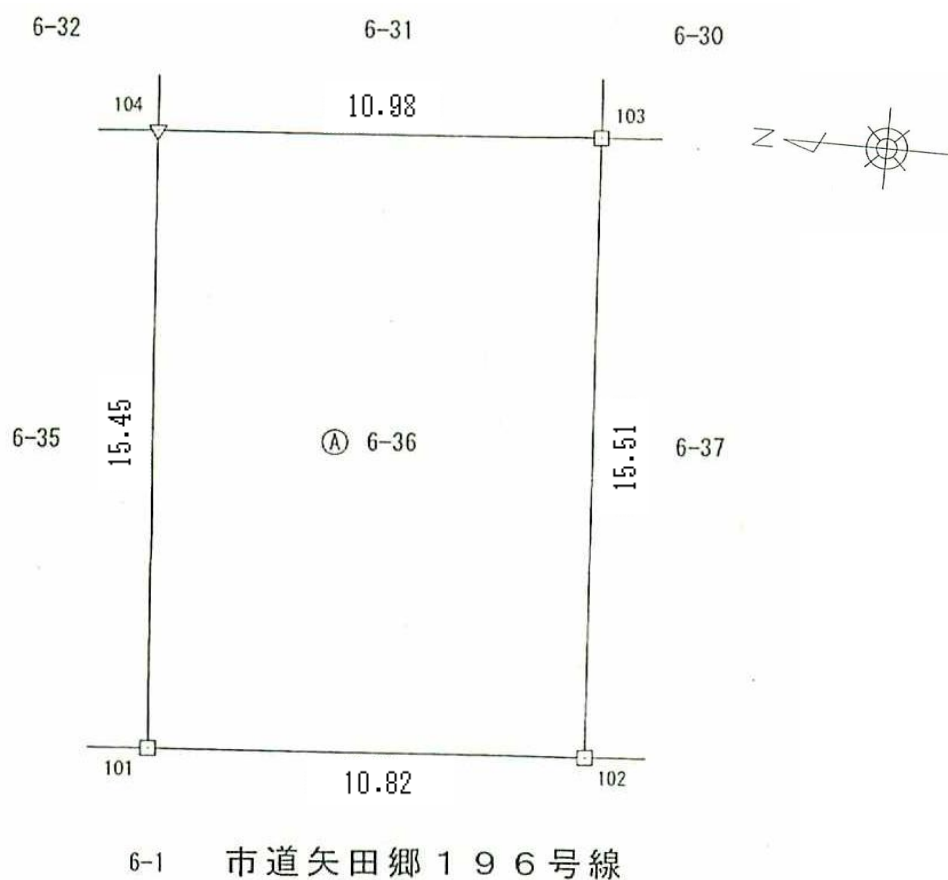
所在地		七尾市矢田町貳四号白土6番36					
面積		登記簿(実測)168.86㎡		地目	宅地	形状	明細図のとおり
接面道路の幅員及び構造		西側 アスファルト舗装 市道 幅員約5.4m					
法制令等に基づく	都市計画法	都市計画区域内					
	建築基準法	用途地域	無			防火指定	無
		建ぺい率	60%		容積率	200%	
	その他法律等	無					
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無	負担の内容	—		
供給処理施設の状況		区分	状況	事業所名			電話番号
		電気	引込可	北陸電力(株)お客さまサービスセンター			0120-776-453
		上水道	引込済	七尾市上下水道課			0767-53-8432
		下水道	引込済	七尾市上下水道課			0767-53-8432
		都市ガス	無				
交通機関		鉄道	J R 西日本 七尾線 七尾駅 道路距離約4.1km				
		バス	七尾市内循環バス 緑ヶ丘団地停留所 徒歩約3分				
公共施設 (距離は直線距離)		市役所等	七尾市役所 約2.1km				
		小学校	七尾市立天神山小学校 約0.9km				
		中学校	七尾市立七尾東部中学校 約1.4km				
参考事項		・当該土地は、七尾高等学校教職員公舎の敷地として使用していましたが、建物等については平成26年3月に解体、撤去しております。 ・現況有姿による引き渡しとなります。 ・土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は実施しておりません。 ・接面道路と最大約0.4mの高低差があります。					

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず、入札参加者ご自身において現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案内図（七尾市矢田町貳四号白土 6 番 36）



明細図



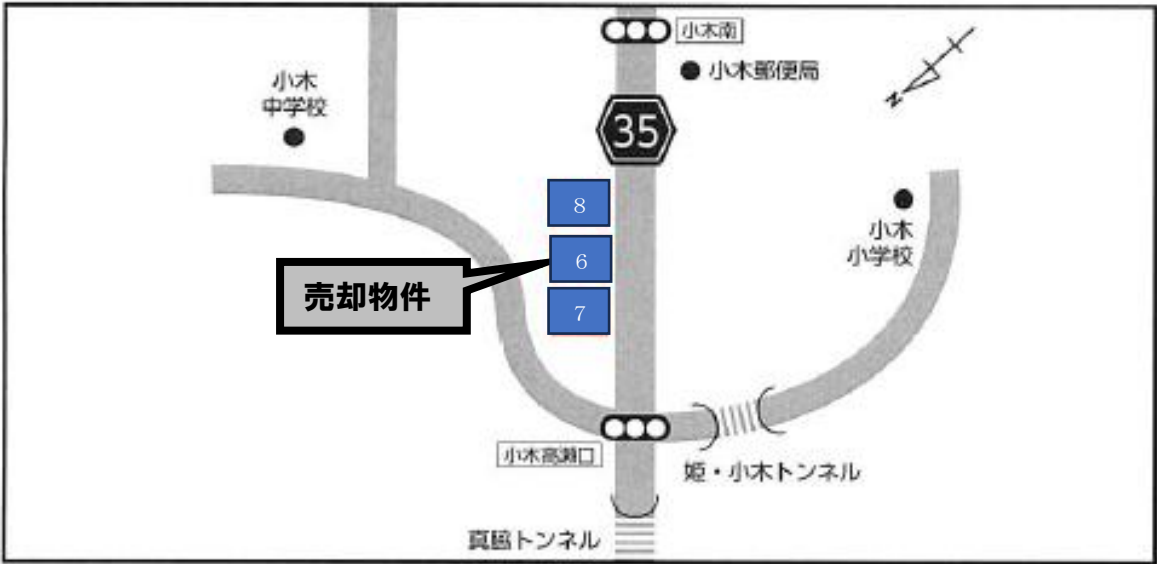
物 件 調 書

物件番号	5	最低売却価格	387,000 円
------	---	--------	-----------

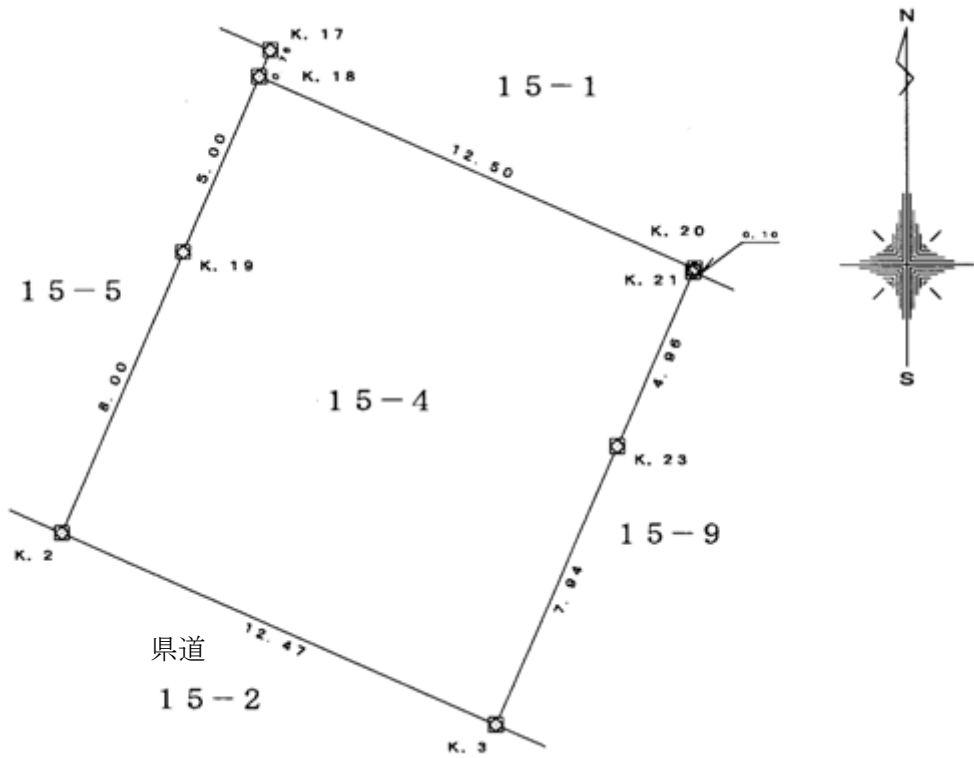
所在地		鳳珠郡能登町字小木口字15番4					
面積		登記簿(実測)162.30㎡		地目	宅地	形状	明細図のとおり
接面道路の幅員及び構造		南西側 アスファルト舗装 県道 幅員約9.5m					
法制令等に基づく	都市計画法	都市計画区域内					
	建築基準法	用途地域	無			防火指定	無
		建ぺい率	70%		容積率	200%	
	その他法律等	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域） 石川県建築基準条例（がけ付近の建築物）					
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無	負担の内容	—		
供給処理施設の状況		区分	状況	事業所名			電話番号
		電気	引込可	北陸電力㈱お客さまサービスセンター			0120-776-453
		上水道	引込済	能登町建設水道課			0768-62-8523
		下水道	引込済	能登町建設水道課			0768-62-8523
		都市ガス	無				
交通機関		鉄道	—				
		バス	北鉄奥能登バス 高瀬口停留所 徒歩約1分				
公共施設 (距離は直線距離)		市役所等	能登町役場小木支所 約0.3km				
		小学校	能登町立小木小学校 約0.6km				
		中学校	能登町立小木中学校 約0.3km				
参考事項		・当該土地は、能都北辰高等学校小木分校教職員公舎の敷地として使用していましたが、建物等については平成20年3月に解体、撤去しております。 ・現況有姿による引き渡しとなります。 ・土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は実施しておりません。 ・前面歩道より約1.5m高くなっています。 ・土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域に該当するため、建築物の構造規制等があります。詳しくは奥能登土木事務所分室建築課（0768-26-2353）までお問合せください。					

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず、入札参加者ご自身において現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案内図（能登町字小木口字 15 番 4）



明細図



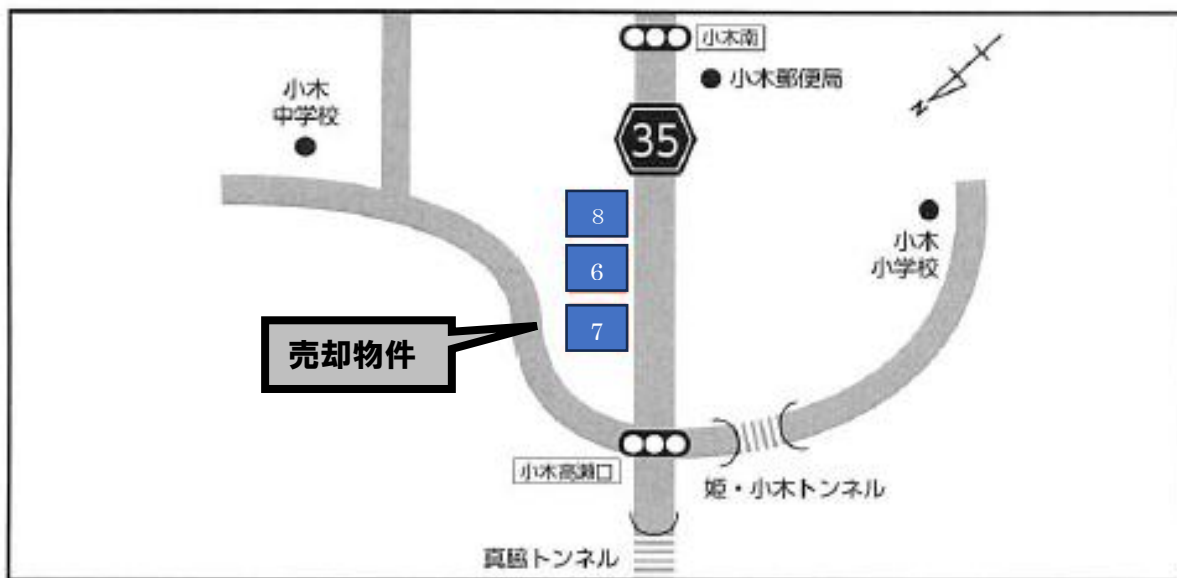
物件調書

物件番号	6	最低売却価格	454,000 円
------	---	--------	-----------

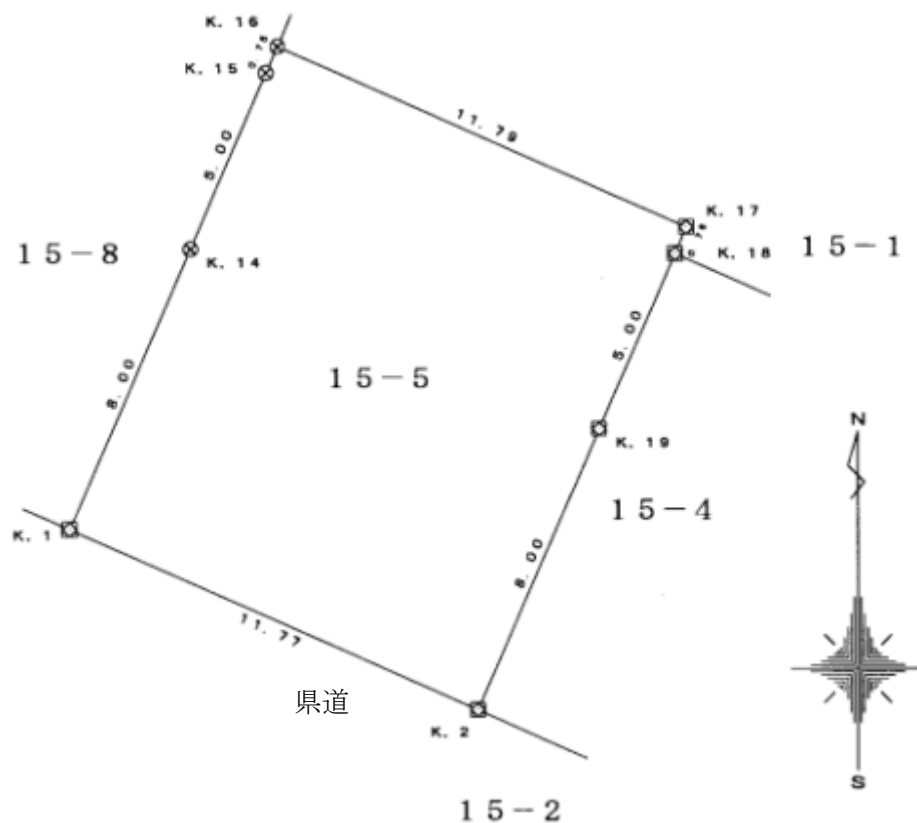
所在地		鳳珠郡能登町字小木口字15番5					
面積		登記簿(実測)162.02㎡		地目	宅地	形状	明細図のとおり
接面道路の幅員及び構造		南西側 アスファルト舗装 県道 幅員約9.5m					
法制令等に基づく	都市計画法	都市計画区域内					
	建築基準法	用途地域	無			防火指定	無
		建ぺい率	70%		容積率	200%	
	その他法律等	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害警戒区域） 石川県建築基準条例（がけ付近の建築物）					
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無	負担の内容	—		
供給処理施設の状況		区分	状況	事業所名			電話番号
		電気	引込可	北陸電力(株)お客さまサービスセンター			0120-776-453
		上水道	引込済	能登町建設水道課			0768-62-8523
		下水道	引込済	能登町建設水道課			0768-62-8523
		都市ガス	無				
交通機関		鉄道	—				
		バス	北鉄奥能登バス 高瀬口停留所 徒歩約1分				
公共施設 (距離は直線距離)		市役所等	能登町役場小木支所 約0.3km				
		小学校	能登町立小木小学校 約0.6km				
		中学校	能登町立小木中学校 約0.3km				
参考事項		・当該土地は、能都北辰高等学校小木分校教職員公舎の敷地として使用していましたが、建物等については平成20年3月に解体、撤去しております。 ・現況有姿による引き渡しとなります。 ・土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は実施しておりません。 ・前面歩道より約1.5m高くなっています。 ・当該土地の北側のがけは、石川県建築基準条例第5条の対象となる可能性があり、これに該当すると判断された場合は建築規制等を受けます。詳しくは奥能登土木事務所分室建築課（0768-26-2353）までお問合せください。					

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず、入札参加者ご自身において現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案内図（能登町字小木口字 15 番 5）



明細図



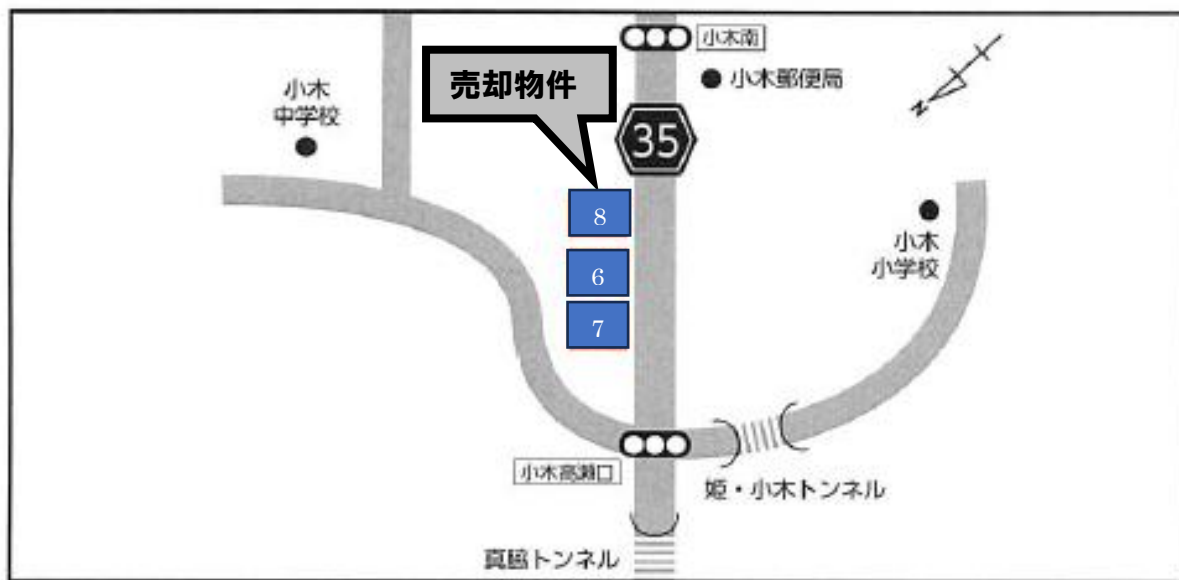
物 件 調 書

物件番号	7	最低売却価格	377,000 円
------	---	--------	-----------

所在地		鳳珠郡能登町字小木口字15番9					
面積		登記簿(実測) 161.35㎡		地目	宅地	形状	明細図のとおり
接面道路の幅員及び構造		南西側 アスファルト舗装 県道 幅員約9.5m					
法制令等に基づく	都市計画法	都市計画区域内					
	建築基準法	用途地域	無			防火指定	無
		建ぺい率	70%		容積率	200%	
	その他法律等	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域） 石川県建築基準条例（がけ付近の建築物）					
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無	負担の内容	－		
供給処理施設の状況		区分	状況	事業所名			電話番号
		電気	引込可	北陸電力㈱お客さまサービスセンター			0120-776-453
		上水道	引込済	能登町建設水道課			0768-62-8523
		下水道	引込済	能登町建設水道課			0768-62-8523
		都市ガス	無				
交通機関		鉄道	－				
		バス	北鉄奥能登バス 高瀬口停留所 徒歩約1分				
公共施設 (距離は直線距離)		市役所等	能登町役場小木支所 約0.3km				
		小学校	能登町立小木小学校 約0.6km				
		中学校	能登町立小木中学校 約0.3km				
参考事項		・当該土地は、能都北辰高等学校小木分校教職員公舎の敷地として使用していましたが、建物等については平成20年3月に解体、撤去しております。 ・現況有姿による引き渡しとなります。 ・土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は実施しておりません。 ・前面歩道より約1.5m高くなっています。 ・土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域に該当するため、建築物の構造規制等があります。詳しくは奥能登土木事務所分室建築課（0768-26-2353）までお問合せください。					

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず、入札参加者ご自身において現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案内図（能登町字小木ロ字 15 番 9）



明細図

